

環境社会配慮

環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避または最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針が「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)です。JICAは、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。

ガイドラインは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」【➡ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>】で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます*。

ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としてプロジェクトを行っています。相手国等の開発目的に資するプロジェクトにおいて、環境や社会に与える望ましくない影響を回避または最小化し、相手国等による適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下が含まれます。

1. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国等が適切な環境社会配慮を実現できるよう各種の支援をしています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、研修事業などの技術協力によって、相手国等の能力強化も支援しています。

さらに日本側の支援体制強化のため、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他援助機関との情報交換も行っています。

2. 環境社会配慮の確認

JICAはプロジェクトの形成、実施是非の検討、実施、

事業完了後の各段階で、相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを4つのカテゴリーのいずれかに分類する「スクリーニング」、プロジェクト実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じて、A(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない)の4つのカテゴリーにプロジェクトを分類。その後、各カテゴリーに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

環境レビューでは、相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国等から提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正や負の影響を確認します。負の影響については、これを回避、最小化、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価します。環境改善を図るためのさらなる方策があれば、それらも含め評価します。

また、環境レビューに先立ち、環境社会配慮文書などを公開するといった透明性の確保にも努めています。

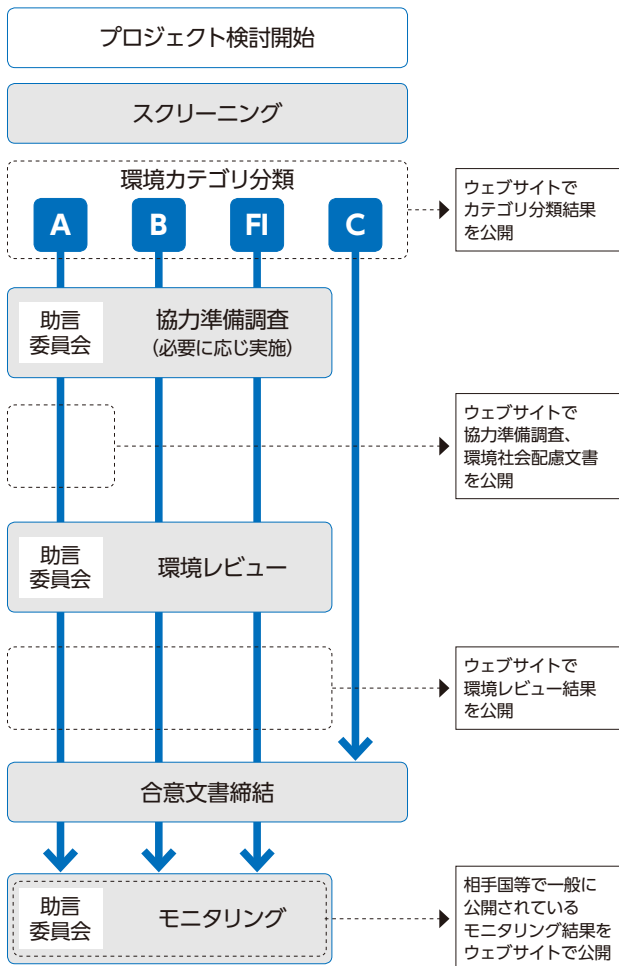
環境社会配慮のモニタリングは、相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIのプロジェクトについて、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、相手国等に適切な対応を促すと同時に、必要に応じた支援を行います。

3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環

* 現行のガイドラインは、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています。2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

環境社会配慮確認の手続き



環境社会配慮助言委員会」を常設しています。2019年度は「全体会合」を11回、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件などについて検討する「ワーキンググループ会合」を23回開催し、計17案件に関する助言を得たほか、ガイドラインに関する包括的な検討を6回行いました。委員名簿や全体会合などの議事録は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」で公開しています。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。これは、JICAが定めたガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部局から独立

した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」と英文ウェブサイトの「Environmental and Social Considerations」内で公開しています。2019年度に異議申立の受領はありませんでした。

5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、情報公開の促進に努めています。プロジェクトの環境社会配慮についての情報公開は、原則として相手国等が主体的に行いますが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報をガイドラインに則り公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」をご覧ください。

6. 他援助機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行のセーフガード・ポリシー（世界銀行が借入人に遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策）から大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、国際金融機関などが定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティスを参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの他援助機関と緊密に連携し世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信しています。また、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。

7. 環境社会配慮ガイドラインの改定検討

現行のガイドラインでは、「施行後10年以内にレビュー結果に基づく包括的な検討を行う。その結果、必要に応じて改定を行う。」と規定されています。これを踏まえて、JICAは現行ガイドラインが適用されたプロジェクトのレビューと包括的な検討を実施し、改定に向けた検討を進めています。